

平成 30 年度自己点検・評価活動を振り返って

全学自己点検・評価委員会委員長
学長 林 忠行

はじめに（大学における自己点検・評価活動）

自己点検・評価とは、学校教育法第 109 条第 1 項「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする」に基づき各大学において実施するものであり、本学においては学則第 3 条の 2 に「本学の教育研究水準の向上をはかり、第 1 条の目的を達成するため、自ら点検・評価を行う。」と定めている。近年の点検・評価制度の流れは平成 3 年の大学設置基準の大綱化の際に努力義務とされたことに端を発し、平成 11 年の設置基準の改正により義務化、そして平成 16 年度からは学校教育法上で規定されるとともに、7 年に一度、国の指定する認証評価機関において認証評価を受けることが義務付けられた。この流れを受け、近時においては 18 歳人口の減少、大学の個性化、教育・研究の多様化、グローバル化を背景に、自己点検・評価活動を大学の内部質保証の中核的活動として位置づけ、その結果を大学の教育・研究水準の維持向上を図るための改善活動に結び付けることが求められている。

自己点検・評価活動と認証評価

認証評価は、学校教育法第 109 条第 2 項、第 3 項に規定されるもので、各大学が法令で定められた期間ごとに認証評価機関による評価を受審するものである。基本的には 7 年に 1 度の受審となるが、毎年度の自己点検・評価と切り離されたものではなく、普段の内部質保証活動の延長線上に、外部評価が存在する。本学が前回認証評価を受審した平成 23 年度から始まった第 2 期認証評価は、それまでの審査方法が見直され、自己点検・評価の実質化、すなわち点検・評価の結果を改善につなげる PDCA サイクル（内部質保証システム）が構築されているかが重視された。3 度目の認証評価受審となる平成 30 年度は第 3 期認証評価の開始年度にあたる。第 3 期では、内部質保証システムが存在することは当然として、そのシステムを推進する組織を明確にすること、手続が定められシステムが有効に機能しているかについて、適切な資料・データを用いて説明することが評価の大きなポイントとされている。この背景には、平成 28 年公布の学校教育法細目省令において「教育研究活動等を継続的に見直す仕組みに関する評価を行うこと」が法令化されたことがある。この改正により、認証評価機関である大学基準協会の評価項目が改訂され、「教育活動の有効性を検証し、必要な改善を図ること」「教育課程の改善に結びつけるため、学習成果を適切に活用すること」が重点評価項目となった。そのため本学においても昨年度から、各学科会議等においてそれぞれの学科・専攻の理念・目的等を検証する機会を設けるよう依頼をおこなっている。また今後は、各大学が自ら定めた方針に基づき、どのように成果を測り改善に活用しているか、エビデンスを示して自らの質の保証に取り組むことが求められる。したがって、報告書の作成をもって終了とするのではなく、各学科・専攻・研究科、各事務部局等において、今回の点検結果から現状の課題とそれに基づく改善目標を設定し、目標達成に向けた具体的計画とそれを裏付ける資源（財政・人材等）を示し、継続的な改善活動として実行しなければ、認証評価基準を充たすことにはならないと言える。今回の点検・評価において課題として挙げられた事項や、認証評価で指摘された事項について、今後の改善活動を通して一つ一つクリアし、次年度の点検・評価に繋げることが即ち、継続的な PDCA サイクルの中で、大学の改善活動が進んでいる証となる。

自己点検・評価結果について

(1) 経過

平成 30 年度の自己点検・評価活動は、平成 24 年度の全学自己点検・評価委員会規程改正後 5 回目となるもので、平成 29 年度の教育・研究活動等を対象として以下のスケジュールで実施した。

| | |
|-----------|--|
| 4 月 17 日 | 全学自己点検・評価委員会 認証評価の受審にあたり、点検・評価報告書について確認。 |
| 5 月 23 日 | 全学自己点検・評価委員会 平成 30 年度の点検・評価活動の概要について検討。 |
| 6 月 6 日 | 第 1 回自己点検実施委員会 開催 自己点検・評価（点検シートの作成）を開始（6 月 29 日締切） |
| 6 月 7 日 | 学科主任宛てに、点検・評価基準にもとづく学科会議での検証を依頼→主任より回答。 |
| 7 月 1 日～ | 点検シートの確認⇒各点検単位に対して確認内容を伝達し、適宜修正 |
| 7 月 19 日 | 第 1 回内部評価委員会 開催 年次点検レポートの確認、内部評価の開始（8 月 10 日締切） |
| 8 月 23 日～ | 評価コメント（案）〔一般的なコメント及び改善勧告コメント〕の確認・修正。 |
| 9 月 5 日 | 内部評価結果レポートの確認と評価コメントへの対応について、自己点検実施委員に連絡。 評価コメントに対する確認と対応を開始。（9 月 14 日締切） |
| 9 月 5 日～ | 内部評価結果レポートの評価コメントに対する点検単位ごとの意見を確認・修正。 |
| 10 月 2 日 | 全学自己点検・評価委員会 平成 30 年度自己点検・評価 年次報告書について |

(2) 各項目の自己点検・評価結果と今後の課題について

① 評価基準 1 理念・目的

本項目は、大学の教育の根幹をなす理念や教育・研究上の目的、人材養成に関する目的の適切な設定等について検証するものである。これらは寄附行為及び学則等に明示され、正課、正課外においても必修科目の「仏教学」をはじめとする関連科目や、様々な宗教行事の実施、ウェブサイトや各種配付物等により教職員、学生への浸透を図っている。また、平成 29 年 4 月の 3 ポリシー改正、大学の使命「らしさをつよさに未来をひらく」の言語化など、理念・目的の見直しは随時なされているものの、その学内外への認知については、アンケート結果等から見るに未だ途上である。この原因は「建学の理念」や「教育理念」という言葉が整理されていないことや、授業としての「仏教学」が「建学の理念」と密接な関係にあることへの理解が深められていないことが一因であると分析しており、周知の方法を工夫することが必要である。

なお、次年度に向けては、平成 22 年度に策定したグランドビジョンの振り返りと、大学の中期計画を含めた次期グランドビジョンを策定しなければならない。学内における将来に向けた活発な議論を期待したい。

（個別の視点）

多くの学科において指摘がなされているとおり、教育目標等の学生への周知はアンケート結果から十分とは言えず、履修の手引きや初年次ゼミ等を通してその周知を図る必要がある。

② 評価基準 2 内部質保証

本項目は点検・評価結果が改善活動につながり、大学が自らの質を保証するシステムとして働いているかを検証するもので、第 3 期認証評価で特に重要視される項目である。本学においては点検・評価や授業評価アンケート等の内部質保証に関する取組みは個々になされているものの、全体の推進に責任を有する機関や、

それぞれの改善に向けた手続等が明確に定められていないことが課題である。内部質保証体制構築については、本年4月に課題が示されて以降、部局長会の下で検討が加えられ、部局長会を内部質保証の推進組織に位置付けることとして9月に規程が改正された。今後は部局長会において具体的に必要な取組みが検討・策定されるため、次年度以降、その取組みを確実に履行することを課題とする。中でも授業評価アンケートの結果に基づく授業改善については、重点課題として取扱う。また、「私立大学等改革総合支援事業」において新たに「学外の参画を得た点検評価のサイクルの確立、学生代表者の参画と意見聴取」が求められることになったことから、自己点検・評価活動全体について、規程の見直しも含めた改善を課題とする。

③ 評価基準3 教育研究組織

本学の重要課題として位置付けている国際交流事業について、その中心的な役割を担う国際交流センターを平成29年10月に設置し、平成30年度から助教を新規採用する等、体制の整備をすすめた。また、教職支援センターにおいても特任教授を新規採用し、体制の充実をはかった。また、前回の認証評価時の指摘事項であり長年の懸案である大学院の組織改革については、昨年度より部局長会において議案として取り上げ、大学院委員会での検討を経て、現在、学長の下で改革の方向性の策定が進められており、平成30年度内に一定の方向性を打ち出すこととしたい。その他、学部・研究科組織については、受験市場の動向や入試状況はもちろんのこと、入学定員超過率適正化への対応、カリキュラム改定等、様々な要素を複合的に勘案しながら検討された結果、平成31年度に向けた発達教育学部の改組（生活福祉学科の移行含む）、編入学定員から初年次入学定員への振り替え（国文、史学、教育、造形）、大学院現代社会研究科の組織再編等、諸種の取組みが推進された。なお、教育組織の見直しについては、入学定員超過率が適合基準にまで改善されたことで設置廃止を伴う組織改編が可能となったので、今後積極的な検討を開始するものとする。

④ 評価基準4 教育課程・学習成果

教育目標、学位授与方針、教育課程編成・実施の方針については平成29年度に見直しを行い、大学としてのポリシーと各学科・専攻の関係性を踏まえた新たなポリシーを制定している。一方で、大学院のポリシーの見直しについては未着手であることから、大学院組織の改革と合わせて早急に取り組むべき課題とする。

教育課程に関する事項としては、新教育課程WGにおいて多方面からの検討を継続し、副専攻プログラムの設定、ナンバリングの実施等の取組みが推進されている。課題としては共通領域と専門領域での接合部分が薄く、カリキュラムが専門領域主体となっており、共通領域とのバランスが保てなくなっていることが挙げられた。

教育方法に関する事項としては、GPAに基づく成績不良者への学修面談が導入され、複数回続けて面談対象となった学生については各種勧告の対象となることから、対象者への適切なアプローチとその改善に向けた取り組みを行う必要がある。また、履修登録上限制度について、平成31年度より上限を49単位に引き上げる一方で上限の緩和を一切認めない方針を決定している。

学習成果に関する事項としては、学位授与方針に定めている「6つの能力」と特に深い関係にある科目をカリキュラムマップに明示し、これに基づき科目ごとのGPAを算出することで身についた能力をレーダーチャートで可視化するシステムを平成30年度に構築した。また、学位授与方針に対するアセスメントとして、その達成状況の検証に関する全学的なアセスメント・ポリシーを策定した。今回までの点検・評価では、各学科・専攻の学習成果の把握に関しては、一定の方針ではなく個々に様々な指標を掲げて評価を行ってきたが、今後は全学アセスメント・ポリシーに基づき、統一的な指標と基準を検討することが課題である。

教育課程・学習成果の定期的な検証については、各学科・専攻に依頼した、学科会議の場において自己点

検・評価に必要な各種検証を行うという手法の定着化・実質化を引き続き図りたい。

(個別の視点)

学生の学習成果の把握とそれに基づく改善活動の実質化が求められていることを踏まえ、アセスメント・ポリシーに挙げられた各種成果指標を用いた成果把握・改善活動のプロセスが自己点検・評価の活動として有機的に連携する体制の構築を目指したい。

⑤ 評価基準 5 学生の受け入れ

本項目は、アドミッション・ポリシーの明確化、適切な入学者選抜の実施、定員の適正な管理等について検証することを目的とする。アドミッション・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの関連を重視する形となっているが、文科省のポリシー設定のガイドラインを踏まえると、少し抽象度が高くなっているとともに、入試選抜方法に関する記述がないため、見直しを図る必要がある。また入試方式としては、多面的な評価による入試の一環として全学部において AO 入試を導入、公募制推薦入試の出願要件と評価方法の変更、現代社会学部においては 3 専攻ごとの選抜を開始した。大学院の定員未充足の問題については、平成 31 年度入試に向けて現代社会研究科において定員減や教育課程変更等の措置を講じているが、他の研究科においても改善に向けての取組みを実施することが求められる。

その他の今後の課題としては、平成 32 年度の高大接続システム改革（入試制度改革）を見据え、新たな高大接続を展望したアドミッション・オフィスの設置がある。

(個別の視点)

大学院の学生の受け入れについて、定員の未充足が常態化している専攻については、大学院課程としての在り方、学内説明会や学部・大学院合同発表会など学部生と大学院の接続機会の設定、社会人等の多様な学生の受け入れなどの検討が求められる。

⑥ 評価基準 6 教員・教員組織

本項目は、教員組織の編制方針の明示、教員の資質向上に関する組織的な取り組み等について検証するものである。全学的な教員組織の編成に関しては、平成 29 年 4 月に「大学の求める教員像および教員組織の編制方針」が決定したが、各学科・専攻レベルでの求める教員像・教員組織編成方針の明文化がなされておらず、次年度の課題としたい。大学全体の教員組織の検討については、平成 31 年度以降の教育組織が確定したことに伴い、それらを踏まえた編成案を学長の下で調整している。教員業績評価については 3 年目を迎え、目標設定・評価の区分化を進めるなど軌道に乗ってきたと言える。本評価は自己評価に基づくものであることから、同評価を裏付けるエビデンスを整備するシステムを充実させる必要がある。今後は内部質保証に関わる授業レベルでの PDCA サイクルの整理、教育力を強化する FD 等様々な施策を推進することが課題である。

(個別の視点)

各学科・専攻レベルにおいて、具体的な教員組織編成方針を策定する必要がある。

⑦ 評価基準 7 学生支援

「学生支援に関する方針」「障がい学生支援に関する基本的な考え方について」を策定・公表し、これら方針に基づき、学修ポートフォリオ・LMS、GPA を基にした面談制度等が導入され、今後はその実質的な活用が期待される。また大学の使命に基づく学生の課外活動を支援する学長裁量予算による「らしつよプロジェクト」もスタートし、こちらも新たな取り組みとして成果を期待したい。障がい学生支援については、多様

な申し出に対して関係部署が連携し、個々に応じた適切な対応がなされていることは評価できる。ハラスメント対策については規程やガイドライン、相談体制を整備し研修等も実施しているが、残念ながら毎年事案が発生している状況にあり、継続的な課題となっている。進路就職支援については、継続して確実に実績を上げていることは高く評価できる。私立女子大学にとって就職実績は生命線となることから、今後ますますの充実を期待する。

⑧ 評価基準 8 教育研究等環境

平成 29 年 4 月には教育研究環境の整備に関する方針が公表され、同方針に基づき整備が進められている。校舎等設備については、第 2 次東山キャンパス整備計画に基づく図書館や学生寮の新築、D・E 校舎の改築計画をはじめとした施設・設備の更新が進められたほか、ICT 整備計画によりネットワークや情報サービス基盤、統合データベースやポータルサイトの整備が推進され、情報サービスの質も向上しつつある。また、高度情報化社会における ICT 活用能力を有する人材の育成を目的として、平成 31 年度入学生からノート型 PC 一人 1 台配付計画が決定した。これまでに構築してきた ICT 基盤を活用した教育の実施を期待したい。今後の課題としては、他大学と連携した共同プログラム開発を目指している本学の方針に鑑み、双方向授業対応施設の整備も次年度以降の課題として掲げられる。

研究支援体制、検証体制については、これまで、研究倫理規程及びその関連規定の整備、内外研究員規程の見直し、研究支援デスクの設置と専用ソフトの導入、教員業績データベースによる業績管理と公開などが推進されて来た。また、これまで研究推進に関する全学的な方針が定まっていなかったが、平成 29 年 4 月に各種方針の 1 つとして策定・公表された。今後は同方針に基づく研究推進組織の整備や、学外組織との共同研究等の推進にかかる体制整備を進める必要がある。

⑨ 評価基準 9 社会連携・社会貢献

本項目は地域との連携や社会貢献に関する方針、活動について検証するものである。連携推進課や地域連携研究センターを中心として、京都市「学まち連携大学」促進事業計画に基づき、連携活動科目の開設、連携協定先の拡充（京都アメリカ大学コンソーシアム、5xRuby Inc.、奈良先端科学技術大学院大学、オムロンエキスパートリンク株式会社、京都府立医科大学、大妻女子大学）、学まち推進型連携活動補助事業による新たな連携活動の実施、生涯学習講座の開設、リカレントプログラムの実施等、様々な活動が推進され、成果を上げていることは高く評価できる。今後の課題としては、産学連携に係る専門知識を有する人材の確保、多様な活動に伴う手続きの増大が挙げられており、これらの改善について検討することとしたい。

⑩ 評価基準 10 大学運営・財務

基準 10-1 大学運営

本項目は大学の管理運営、SD 等について検証するものである。本学では平成 28 年度から「中期経営計画策定に係る基本方針」に基づき、事業計画の見直し、人件費の見直しなど具体的な方策が進められている。また平成 29 年 4 月には各種方針のひとつとして、「管理運営に関する方針」を策定・公表した。この管理運営方針は、学長のリーダーシップの下での適切な管理運営を図り、教学改革を可能とする教学ガバナンスの強化に努め社会的説明責任を果たすとともに、教職協働を強く意識したものとなっている。事務職員および教員の資質の向上を図るための具体的な方策については、平成 29 年度は部局長会で策定・実行し、並行して検討チームにより新たな SD の検討を進めてきた。既に新たな SD の在り方について成案化が進められており、平成 31 年度からの本格導入を期待したい。今後の課題として、この方針を踏まえつつ、人件費の見直し、新

たな職種や人事評価制度と SD 義務化に対応した組織・体制作り、事務機能の改善、そして今後 5 年～10 年単位の中期計画策定の検討を開始する必要がある。

基準 10-2 財務

財務については、予算編成方針の策定、これに基づく予算編成は適切に行われ、管理についても会計処理システムを導入し合理化が図られている。今後は限られた資源を有効に配分する工夫や、「中期経営計画」の進捗状況を踏まえながら点検・評価する必要がある。また、会計処理システムを有効に活用しながら、点検・評価の結果を踏まえた予算編成のあり方については、検討を実質的な段階へ進める必要がある。

⑪ 評価基準 1 1 宗教教育

本項目は本学独自の評価項目である。大学の理念と関連して、宗教教育に関する方針を仏教学や宗教行事、研修、様々な媒体を通じて学内外に発信していくことが課題として挙げられている。

⑫ 評価基準 1 2 国際交流

本項目は国際交流の基本方針、各種事業の実施状況、適切性の検証に関する本学独自の評価項目である。学生の送り出しの面では、語学研修協定校、交換留学協定校の増加、定員枠の拡充、現代社会学科国際社会専攻の新規協定校の開拓、新たな外国語研修先の開拓等が進められた。また留学生の受け入れについても、昨年 10 月に設置した国際交流センターと 4 月より新規に配置した特任助教との協働体制のもと、短期日本語・日本文化研修（サマープログラム）、日本語プログラム等の実施が推進され、施設面では宿泊施設（清水音羽館）整備など、様々な取り組みが徐々に進展しており、今後より一層の進展が期待される。

おわりに

12 の評価基準において、評価項目ごとの評価の視点を踏まえて点検・評価が実施された。全体的には各部局において、課題の解決や改善に向けて諸種取り組みが推進されている状況がうかがえる。冒頭に示した通り、自己点検・評価活動は報告書の作成が目的ではない。現状の教育・研究、大学運営における課題を見極め、改善目標を立て、一つずつ改善を積み重ね、その成果を評価し、更に改善に繋げるという不断の PDCA サイクルを構築し、大学としての質を自らが保証していくことが目的である。その意味で今回の点検・評価において明らかとなった、改善活動が途上にある課題や伸長すべき事項については、私立大学等改革総合支援事業との関連も意識しつつ、次年度予算申請等にも繋げて具体的な方策を推進することとし、PDCA サイクルの実質化として、引き続き各部局においても取り組みをお願いする。諸事項を達成するためには、全教職員が目標達成に向けた意識を共有して改革・改善に取り組むことが不可欠であり、全教職員のご理解・ご協力を重ねてお願いし、京都女子大学の発展を共に期待したい。